

特定診療費に関する留意事項等

特定診療加算項目	届出 要	算定の可否						留意事項通知における施設基準等の概要 (※詳細は、青本p925を参照のこと) <青本H27年4月版>
		病院		診療所		老人性		
		長	短	長	短	長	短	
感染対策指導管理	×	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・院内感染防止対策委員会が設置され、定期的(月1回程度)に開催。参考(様式2)。</li> <li>・感染情報レポートが週1回程度作成・活用されていること。</li> <li>・各病室に水道又は速乾式手洗い液等が設置されていること。</li> </ul>
褥瘡対策指導管理	×	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・褥瘡対策に係る専任の医師、看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。</li> <li>・日常生活の自立度ランクB以上に該当する入院患者につき、別紙様式3を参考に褥瘡対策に関する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施すること。</li> <li>・体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制整備。</li> </ul>
初期入院診療管理	×	○	×	○	×	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入院後2週間以内に患者に対し説明を行い、患者又は家族から同意を得ること。参考(様式4)。</li> <li>・入院に際して必要な医師の診察、検査等には、院内感染対策としての検査も含まれるものであること。</li> <li>・入院患者又はその家族に対して、病名等の情報提供・説明を行うにあたっては、文書を交付するとともに、その写しを診療録に貼付。</li> </ul>
重度療養管理 (注:要介護4又は5に該当するものに限る)	×	×	△	×	△	×	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定できる患者の状態については青本p925を確認のこと</li> <li>・請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載すること</li> </ul>
特定施設管理	×	○	○	○	○	×	×	
重症皮膚潰瘍管理指導	○	○	○	○	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・褥瘡対策に関する基準を満たしていること</li> <li>・個々の患者に対する看護計画の策定、状態の継続的評価、適切な医療用具の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止の体制</li> <li>・その他褥瘡等の予防及び治療にふさわしい体制</li> <li>・施設基準の届出は、様式5を用いること。</li> </ul>
薬剤管理指導	○	○	○	○	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関に常勤薬剤師が、2人以上配置されていること。</li> <li>・医薬品情報管理室を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置。</li> <li>・入院患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、薬学的管理及び患者指導を行っていること。</li> <li>(届出に関する事項)</li> <li>・施設基準の届出には、様式6を用いて提出すること。</li> <li>・当該医療機関に従事する薬剤師の勤務形態を様式7を用いて提出すること。なお、備考欄には、従事している業務の種別・兼務の状況を記載すること。</li> <li>・調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図も提出すること。</li> </ul>
医学情報提供(Ⅰ)	×	○	○	○	○	×	×	
医学情報提供(Ⅱ)	×	○	○	○	○	×	×	
理学療法(Ⅰ)	○	○	○	○	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ1人以上勤務すること。ただし、理学療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任ではないこと。</li> <li>・治療・訓練の専用施設の広さは病院100㎡以上、診療所45㎡以上</li> <li>・当該療法を行うために必要な専用の器械・器具(青本p931参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、患者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。</li> <li>(届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。なお、備考欄には、理学療法に関する経験を記載すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
理学療法(Ⅱ)	○	○	○	○	○	×	×	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。

特定診療費に関する留意事項等

特定診療加算項目	届出 要	算定の可否						留意事項通知における施設基準等の概要 (※詳細は、青本p925を参照のこと) <青本H27年4月版>
		病院		診療所		老人性		
		長	短	長	短	長	短	
作業療法	○	○	○	○	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師及び専従する常勤作業療法士がそれぞれ1人以上勤務すること。ただし、作業療法士については医療保険の回復期リハビリテーション病棟における常勤作業療法士との兼任ではないこと。</li> <li>・治療・訓練の専用施設の広さは75㎡以上</li> <li>・当該療法を行うために必要な専用の器械・器具(青本p927参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、患者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。</li> <li>(届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。なお、備考欄には、作業療法に関する経験を記載すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
言語聴覚療法	○	○	○	○	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師が1人以上勤務すること。</li> <li>・専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務すること。</li> <li>・専用の療法室として、個別療法室(8㎡以上)を1室以上有していること。</li> <li>・当該療法を行うために必要な器械・器具(青本p928参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、患者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。</li> <li>(届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
集団コミュニケーション療法	○	○	○	○	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師が1人以上勤務。</li> <li>・専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務。</li> <li>・専用の療養室として、8㎡以上の集団コミュニケーション療法室を1室以上有していること。</li> <li>・当該療法を行うために必要な器械・器具(青本p928参照)を具備していること。</li> <li>・リハビリテーションに関する記録は、患者毎に保管し、常に医療従事者による閲覧が可能であること。</li> <li>(届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式8を用いること。</li> <li>・当該治療の従事者の勤務形態を様式7を用いて提出すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
摂食機能療法	○	○	○	○	○	×	×	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。
短期集中リハビリテーション	×	○	×	○	×	×	×	
認知症短期集中リハビリテーション	○	○	×	○	×	○	×	
精神科作業療法	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業療法士は、専従者として最低1人が必要。</li> <li>・作業療法士一人に対して、1日患者75人を標準。</li> <li>・専用施設の広さは、作業療法士一人に対して75㎡を標準。</li> <li>・当該療法を行うために必要な器械・器具(青本p928参照)を具備していること。</li> <li>・精神科を標ぼうする医療機関であって、精神科を担当する医師(非常勤でも可)の指示の下に実施するものとする。</li> <li>(届出に関する事項)</li> <li>・施設基準に係る届出は、様式9を用いること。</li> <li>・当該治療に従事する作業療法士の勤務形態を様式7を用いて提出すること。</li> <li>・当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</li> </ul>
認知症老人入院精神療法	○	○	○	○	○	○	○	※体制等状況一覧表の提出においては、リハビリテーション提供体制の「その他」で提出すること。

※実際の届出にあたっては、県又は市ホームページから提出書類等を確認して提出すること。  
 ※算定の可否における「長」=介護療養型医療施設、「短」=(介護予防)短期入所療養介護